

千葉工業大学受託研究規程

平成28年4月1日

制定

最終改正 令和5年7月20日

(目的)

第1条 この規程は、千葉工業大学（以下「本学」という。）の専任教員及び専任研究員が、学外から研究委託を受けて職務として行う研究（以下「受託研究」という。）の取り扱いについて定めることを目的とする。

(受入れ基準)

第2条 受託研究は、次の各号に該当する場合、本学学則第4条の2第1項各号に定める研究機関（以下「各研究所」という。）を通じ受け入れるものとする。

- (1) 本学の教育・研究を遂行するうえで有益であるか、又は学会・社会に対する貢献が大きいこと。
- (2) 本学の教育・研究に支障がないこと。

(受入れ条件)

第3条 受託研究を受け入れる場合は、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 受託研究は委託者が一方的に中止することはできないこと。
- (2) 受託研究の結果、知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権等）が生じた場合には、原則としてこれを無償で使用させ、又は譲渡することはできないこと。ただし、双方協議の上、研究の成果に係る本学の知的財産権を、当該委託者に譲渡することができること。
- (3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、返還しないこと。
- (4) やむを得ない事由により受託研究を中止又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わず、また原則として受託研究に要する経費は委託者に返還しないこと。
- (5) 受託研究に要する経費（消費税含む）は、原則として当該研究の開始前に支払うこと。

(申請)

第4条 研究を委託しようとするもの（以下「委託者」という。）は、原則として研究開始の1か月前までに、所定の様式により委託研究申請書を学長に提出するものとする。

(受入れ・審査)

第5条 学長は、前項の申請があったときは、各研究所の所長（以下「所長」という。）にその内容を通知するものとする。

- 2 所長は、前項の通知に基づき、研究内容を確認のうえ受入れの可否について、その結果を学長に報告するものとする。
- 3 学長は、受入れを裁可したときは、理事長に報告し決定する。

(契約の締結)

第6条 受け入れが決まった受託研究については、原則として法人所定の様式により受託研究契約を締結するものとする。

(研究期間)

第7条 受託研究の契約期間は、3か月以上5年を超えないものとする。

(一般管理費)

第8条 受託研究を行う場合、本学の研究環境・施設管理に必要な経費に充当するため、一般管理費として受託研究費総額の15%を徴収するものとする。ただし、公的研究費等、間接経費として受け入れる場合は、「競争的資金等に係る間接経費の取扱要領」に準拠して取扱うものとする。

2 委託者の事情により、一般管理費15%に相当する額と異なる額とする必要がある場合には、委託者側との協議のうえ決定する。

(支出)

第9条 受託研究費は、当該研究の目的達成のため必要かつ適正と認められるものに支出するものとする。

(研究設備等の受入れ)

第10条 受託研究の遂行上必要がある場合、委託者からその所有に係る設備等を受入れることができるものとする。この場合における設備等の搬入及び据付けに要する経費は委託者が負担するものとする。

(契約の解除又は変更等)

第11条 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託研究を中止し契約を解除することができる。

- (1) 委託者が受託研究費を定められた期日までに本学に納入しなかった場合
- (2) 天災その他やむを得ない事由により、受託研究の遂行が困難となった場合

2 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託研究の契約を変更することができる。

- (1) 受託研究の遂行上、研究費の額を増額する必要がある生じた場合
- (2) 受託研究の遂行上、期間変更の必要がある生じた場合
- (3) 天災その他やむを得ない事由により、受託研究の遂行が困難となった場合

(研究中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第12条 受託研究を中止した場合において、研究経費に不用が生じたときは、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を委託者に返還することができる。ただし、委託者からの申し出により中止する場合には、原則として受託研究に要する経費は、返還しない。

2 受託研究が完了又は中止したときは、第10条の規程により委託者から受け入れた設備等を、速やかに当該委託者に返還するものとする。この場合における撤去及び搬出に要する経費は、委託者が負担するものとする。

(研究報告書)

第13条 研究担当者は、受託研究が完了したとき、研究報告書を速やかに委託者に送付し、同時に一部を学長に提出するものとする。

(研究成果の公表)

第14条 研究成果については、公表を原則とするものとする。公表の時期・方法については、委託者と協議し適切に定めるものとする。ただし、研究成果の公表が委託者の利益を害するおそれのある場合には、公表しないことがある。

(知的財産権等の取扱)

第15条 受託研究により生じた知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権等）の帰属に関して

は、原則として発明者に帰属するものとし、当該知的財産権の実施に関しては、委託者と協議のうえ定めるものとする。

(秘密の保持)

第16条 研究担当者は、受託研究の実施に際して、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報については、受託研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。ただし、書面により事前に委託者の同意を得た場合は、この限りでない。

(研究経費の精算)

第17条 研究担当者は、研究完了に際して研究経費の精算書を教学センターに提出するものとする。

(設備・備品)

第18条 受託研究費で購入した設備・備品は本学に帰属するものとする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 本規程の施行をもって、「千葉工業大学附属研究所受託研究細則」は、廃止とする。

附則

この規程は、令和3年4月26日から施行する。

附則

この規程は、令和5年7月20日から施行する。